

(施行令)

〇 〇 〇 〇

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第二条関係）	4
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）（抄）（第三条関係）	6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係）	7

改 正 案	現 行
（構造設備の基準） 第一条（削る）	（構造設備の基準） 第一条 旅館業法（以下「法」という。）<u>第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u> 一 客室の数は、十室以上であること。 二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。 イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。 ロ 寝具は、洋式のものであること。 ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。 ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。 三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。 九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共用用

旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（削る）

一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であること。

（削る）

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三 六（略）

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十一 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 |

法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、五室以上であること。

二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。

三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

五 八（略）

九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。 2・3 （略）	（構造設備の基準の特例） 第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。 （利用基準） 第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 二 （略）
十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。 3・4 （略）	（構造設備の基準の特例） 第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。 （利用基準） 第三条 営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 二 （略）